

令和4年第2回定例会 建設環境委員会 委員長報告

おはようございます。ご報告申し上げます。

今期定例会において、建設環境委員会に付託された案件は議案5件です。

当委員会に付託された議案の審査の結果につきましては、議長に提出したものの写しが、お手元に配付されていると思いますので、あわせてご参照ください。

当委員会は、6月8日に関係部課長の出席を求め、現地での視察調査の上、慎重に審査を行いました。

これより付託表の順序に従い、その審査の経過と結果について申し上げます。

初めに、議案第41号 市道路線の廃止について申し上げます。

○廃止を予定するときには、売り払いではなく付け替えを検討しないのか、との質疑に。

●当該道路を廃止することにより、通行・機能上の支障がある際は付け替えを検討するが、この路線を挟む両サイドの土地への進入路として以外の利用がなく、その隣接の方から今回申請があったことから、周辺の土地所有者の同意を得て廃止とし売払いをする、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 市道路線の廃止について申し上げます。

○あえて、これを廃止する必要があるのか、との質疑に。

●廃止路線については、当初、し尿処理場への進入路として使用されていたが、施設の変遷に伴い出入りが不要となり、従前の道路機能が無くなり、その後も支障がなかったことから廃止するもの、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 市道路線の認定について申し上げます。

○ここは通学路になると思うが、隣接宅地のブロック塀により視認性が悪い状況である。交通安全対策についてはどのように考えているか、との質疑に。

- 安全上、支障があるようであれば、今後の状況をみて所管課と調整をして、安全対策を検討する、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 市道路線の認定について申し上げます。

○市街化区域におけるコの字型の道路になるが、市街化区域における道路整備についての指導項目はあるのか、との質疑に。

- 道路の帰属については、道路の構造、排水施設機能等の基準はあるが、形や曲がりの数等については特段設けていない。道路の構造上、機能に支障がないように協議をしている、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 市道路線の認定について申し上げます。

○既存の接続道路の交通量の増加に対して、道路の強化を開発業者と協議するのか、との質疑に。

- 開発行為前後の接続道路の状態を確認し、支障があるようであれば、道路法第22条等により原状復帰をお願いする、との答弁。

他にさしたる質疑なく、採決の結果、総員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果について申し上げましたが、何とぞ慎重審議のうえ、当委員会の決定どおり、よろしくお願いいたします。